

第27号議案

使用料及び手数料の額の改定等に関する条例

(警察に関する手数料条例の一部改正)

第1条 警察に関する手数料条例(平成12年島根県条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項を次のように改める。

1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第3条第1項の規定に基づく許可を受けようとする者	1 ぱちんこ屋又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号。以下この項において「政令」という。)第7条に規定する営業について許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に認定を受けた遊技機以外の遊技機(以下「未認定遊技機」という。)がないとき。 (1) 3月以内の期間を限って営む営業 (2) その他の営業	1件につき 15,000円 1件につき 25,000円
---------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------

	<p>2 ぱちんこ屋又は政令第7条に規定する営業について許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に未認定遊技機があるとき。</p> <p>3 ぱちんこ屋及び政令第7条に規定する営業以外の風俗営業について許可を受けようとする場合</p> <p>(1) 3月以内の期間を限って営む営業</p> <p>(2) その他の営業</p>	<p>1 で定める額に、2,800円（検定を受けた型式に属する未認定遊技機以外の未認定遊技機（以下「特定未認定遊技機」という。）がある場合にあっては、5,600円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を2,400円に乗じて得た額を加算した額）を加算した額に、未認定遊技機1台ごとに40円（特定未認定遊技機については、それぞれ9の項の3の右欄に定める額から8,000円を減じた額）を加算した額</p> <p>1件につき 14,000円</p> <p>1件につき 24,000円</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第1の6の項を次のように改める。

6 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第20条第10項において準用する同法第9条第1項の規定に基づく承認を受けようとする者	1 承認を受けようとする遊技機に未認定遊技機がない場合	1 件につき 2,400円
	2 承認を受けようとする遊技機に未認定遊技機がある場合	1 件につき 5,200円 (特定未認定遊技機がある場合にあっては、8,000円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を2,400円に乗じて得た額を加算した額)に、未認定遊技機1台ごとに40円(特定未認定遊技機については、それぞれ9の項の3の右欄に定める額から8,000円を減じた額)を加算した額

別表第1の9の項から12の項までを次のように改める。

9 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下この項において「法」という。)第20条第2項の規定に基づく認定を受けよ	1 法第20条第5項の指定試験機関が行う認定に必要な試験(以下この項において「遊技機試験」という。)を受けた遊技機について認定を	1 台につき 2,200円
-----------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------	---------------

<p>うとする者</p>	<p>受けようとする場合</p> <p>2 法第20条第4項の 検定を受けた型式に 属する遊技機（遊技 機試験を受けたもの を除く。）について 認定を受けようとし る場合</p> <p>3 1又は2の遊技機 以外の遊技機につい て認定を受けようと する場合</p> <p>(1) ぱちんこ遊技機</p> <p>ア 入賞を容易に するための装置 であって遊技機 の認定及び型式 の検定等に関す る規則（昭和60 年国家公安委員 会規則第4号） で定めるもの （以下「特定装 置」という。） が設けられてい るもの（当該特 定装置を連続し</p>	<p>1台につき 4,340円</p>
--------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------

	て作動させることができるものに限る。)		
	<p>㍿ マイクロプロセッサ  (電子計算機の中央演算処理装置を構成する集積回路をいう。以下同じ。)を内蔵するもの</p>	1台につき	35,000円
	<p>イ) ㍿に掲げるもの以外のもの</p>	1台につき	16,300円
	<p>イ 特定装置が設けられているもの(アに掲げるものを除く。)</p>		
	<p>㍿ マイクロプロセッサを内蔵するもの</p>	1台につき	29,000円
	<p>イ) ㍿に掲げるもの以外のもの</p>	1台につき	16,300円
	<p>ウ ア又はイに掲げるもの以外の</p>	1台につき	14,400円

	もの		
	(2) 回胴式遊技機		
	ア マイクロプロ セッサーを内蔵 するもの	1 台につき	59,000円
	イ アに掲げるも の以外のもの	1 台につき	23,000円
	(3) アレンジボール 遊技機		
	ア マイクロプロ セッサーを内蔵 するもの	1 台につき	35,000円
	イ アに掲げるも の以外のもの	1 台につき	19,000円
	(4) じゃん球遊技機		
	ア マイクロプロ セッサーを内蔵 するもの	1 台につき	35,000円
	イ アに掲げるも の以外のもの	1 台につき	19,000円
	(5) (1)から(4)までに 掲げる遊技機以外 の遊技機		
	ア マイクロプロ セッサーを内蔵 するもの	1 台につき	29,000円
	イ アに掲げるも	1 台につき	12,600円

	の以外のもの	
10 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第20条第4項の規定に基づく検定を受けようとする者	1 指定試験機関が行う検定に必要な試験（以下この項において「型式試験」という。）を受けた型式について検定を受けようとする場合	1 件につき 3,900円
	2 他の都道府県公安委員会の検定を受けた型式（型式試験を受けたものを除く。）について検定を受けようとする場合	1 件につき 6,300円
	3 1又は2の型式以外の型式について検定を受けようとする場合 (1) ぱちんこ遊技機 ア 特定装置が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。）	

	(ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの (イ) (ア)に掲げるもの以外のもの イ 特定装置が設けられているもの(アに掲げるものを除く。)	1 件につき 1,435,000円 1 件につき 438,000円
	(ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの (イ) (ア)に掲げるもの以外のもの ウ ア又はイに掲げるもの以外のもの	1 件につき 1,128,000円 1 件につき 438,000円 1 件につき 338,000円
	(2) 回胴式遊技機	
	ア マイクロプロセッサを内蔵するもの イ アに掲げるもの以外のもの	1 件につき 1,621,000円 1 件につき 479,000円
	(3) アレンジボール遊技機	



	<p>ア マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> <p>イ アに掲げるものの以外のもの</p> <p>(4) じゃん球遊技機</p> <p>ア マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> <p>イ アに掲げるものの以外のもの</p>	<p>1 件につき 1,148,000円</p> <p>1 件につき 482,000円</p> <p>1 件につき 1,147,000円</p> <p>1 件につき 481,000円</p>
<p>11 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第20条第5項の指定試験機関が行う認定に必要な試験（以下この項において「遊技機試験」という。）を受けようとする者</p>	<p>1 ぱちんこ遊技機について遊技機試験を受けようとする場合</p> <p>(1) 特定装置が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。）</p> <p>ア マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> <p>イ アに掲げるものの以外のもの</p> <p>(2) 特定装置が設けられているもの</p>	<p>1 台につき 43,300円</p> <p>1 台につき 23,100円</p>

	(1)に掲げるものを除く。)		
	ア マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1台につき	36,300円
	イ アに掲げるものの以外のもの	1台につき	23,000円
	(3) (1)又は(2)に掲げるもの以外のもの	1台につき	21,000円
2	回胴式遊技機について遊技機試験を受けようとする場合		
	(1) マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1台につき	68,300円
	(2) (1)に掲げるものの以外のもの	1台につき	30,300円
3	アレンジボール遊技機について遊技機試験を受けようとする場合		
	(1) マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1台につき	42,300円
	(2) (1)に掲げるものの以外のもの	1台につき	26,300円
4	じゃん球遊技機に		

	<p>ついて遊技機試験を受けようとする場合</p> <p>(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> <p>(2) (1)に掲げるもの以外のもの</p> <p>5 1 から 4 までに掲げる遊技機以外の遊技機について遊技機試験を受けようとする場合</p> <p>(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの</p> <p>(2) (1)に掲げるもの以外のもの</p>	<p>1 台につき 42,300円</p> <p>1 台につき 26,300円</p> <p>1 台につき 36,300円</p> <p>1 台につき 19,100円</p>
<p>12 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第20条第5項の指定試験機関が行う検定に必要な試験（以下この項において「型式試験」という。）を受けようとする者</p>	<p>1 ぱちんこ遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合</p> <p>(1) 特定装置が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。）</p>	

	ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	1 件につき 1,442,000円
	イ アに掲げるものの以外のもの	1 件につき 445,000円
	(2) 特定装置が設けられているもの ( (1)に掲げるものを除く。 )	
	ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	1 件につき 1,135,000円
	イ アに掲げるものの以外のもの	1 件につき 445,000円
	(3) (1)又は(2)に掲げるものの以外のもの	1 件につき 345,000円
2	回胴式遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合	
	(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1 件につき 1,628,000円
	(2) (1)に掲げるものの以外のもの	1 件につき 486,000円
3	アレンジボール遊技機の型式について	

	型式試験を受けようとする場合	
	(1) マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1 件につき 1,155,000円
	(2) (1)に掲げるもの以外のもの	1 件につき 489,000円
4	じゃん球遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合	
	(1) マイクロプロセッサーを内蔵するもの	1 件につき 1,154,000円
	(2) (1)に掲げるもの以外のもの	1 件につき 488,000円

別表第 1 備考 1 中「9,300円」を「8,600円」に改め、同表備考 2 中「7,400円」を「6,800円」に改め、同表備考 3 中「同時に」の次に「当該認定に係る遊技機と同一の型式に属する」を加え、「それぞれ 9 の項の右欄に定める額から 2,700円」を「9 の項の右欄の規定にかかわらず、同項の 1 の場合にあっては 0円とし、同項の 2 の場合にあっては 40円とし、同項の 3 の場合にあってはそれぞれ同項の 3 の右欄に定める額から 8,000円」に改め、同表備考 4 中「同時に」の次に「当該遊技機試験に係る遊技機と同一の型式に属する」を加え、「2,300円」を「14,300円」に改める。

( 島根県畜産技術センター分析等手数料条例の一部改正 )

第 2 条 島根県畜産技術センター分析等手数料条例 ( 平成 17 年島根県条例第 84 号 ) の一部を次のように改正する。

別表3の表性判別処理の項中「18,800円」を「4,780円」に改める。

(島根県漁港管理条例の一部改正)

第3条 島根県漁港管理条例(昭和34年島根県条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

荷さばき所、水産倉庫、漁船修理場、漁具干場、給水施設、給油施設、製氷冷蔵施設、加工場、事務所又はこれらに類する施設の設置	1平方メートル1年につき	346円50銭	330円
起重機の設置	1基1年につき	2,845円50銭	2,710円
砕氷塔(コンベアーを含む。)の設置		6,520円50銭	6,210円

を

荷さばき所、水産倉庫、漁船修理場、漁具干場、給水施設、給油施設、製氷冷蔵施設、加工場、事務所又はこれらに類する施設の設置	1平方メートル1年につき	294円	280円
起重機の設置	1基1年につき	2,425円50銭	2,310円
砕氷塔(コンベアーを含む。)の設置		5,544円	5,280円

に、

施設又は工作物の設置を伴わない場合	1平方メートル1月につき	31円50銭	30円
-------------------	--------------	--------	-----

を

施設又は工作物の設置を伴わない場合	1平方メートル1月につき	25円20銭	24円
-------------------	--------------	--------	-----

に改める。

(島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例の一部改正)

第4条 島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例(平成23年島根県条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表中

放送機材	1式4時間につき	130円	を
------	----------	------	---

本部施設用放送機材	1式4時間につき	130円	に、
無線機能付き放送機材	1式4時間につき	110円	
携帯用トランシーバー	1セット4時間につき	110円	

周回表示器	1台4時間につき	40円	を
-------	----------	-----	---

周回表示器	1台4時間につき	40円	に改める。
スポーツタイマー	1台4時間につき	80円	

別表第2中備考5を備考6とし、備考4を備考5とし、備考3の次に次のように加える。

4 携帯用トランシーバーは、10台を1セットとする。

( 島根県港湾施設条例の一部改正 )

第5条 島根県港湾施設条例(昭和39年島根県条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表第2 港湾施設用地の項中「4,400円」を「2,000円」に、「4,620円」を「2,100円」に改める。

( 島根県立都市公園条例の一部改正 )

第6条 島根県立都市公園条例(昭和49年島根県条例第45号)の一部を次のように改正する。

別表第1 その他の場合の項中「39円」を「32円」に、「40円95銭」を「33円60銭」に改める。

別表第2 その他のものの項中「39円」を「32円」に、「40円95銭」を「33円60銭」に改める。

( 島根県手数料条例の一部改正 )

第7条 島根県手数料条例(平成12年島根県条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表61の項に次の1号を加える。

(7) 宅地建物取引業法施行規則(昭和32年建設省令第12号)第14条の13第1項の規定に基づく宅地建物取引主任者証の書換え交付(同条第3項ただし書の規定により宅地建物取引主任者証の裏面に変更後の住所を記載することをもちって新たな交付に代える場合を除く。)又は同令第14条の15第1項の規	4,500円
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------



定に基づく宅地建物取引主任者証の再  
交付を受けようとする者

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第5条の規定は、規則  
で定める日から施行する。